

2013年4月24日 全5頁

日本版クラスアクション法案、国会提出

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が国会に提出された。
- これは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入するものである。
- 具体的な手続は二段階に分かれ（二段階型）、一段階目では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。
- 二段階目では、第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理することとなる（簡易確定手続）。
- 施行は、公布日から3年以内の政令指定日とされている。なお、経過措置により、施行前に締結された契約に関する請求には、適用しないこととされている。

日本版クラスアクション法案の国会提出

2013年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が国会に提出された¹。

これは、2011年8月に「消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会」が公表した「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」²や、消費者庁が2011年12月に公表した「集団

¹ 消費者庁のウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/planning/index14.html>) に掲載されている。

² 内閣府のウェブサイト (<http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html>) に掲載されている。

的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」³、2012年8月に公表した「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」⁴などを踏まえ、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入するものである⁵。「集合訴訟（集団訴訟）制度」と呼ばれる場合もある。

クラスアクション、集合訴訟（集団訴訟）とは

クラスアクション、集合訴訟（集団訴訟）とは、一般に、「個別の被害者の権利を何らかの形で糾合して請求する訴訟手続」と説明される⁶。すなわち、費用や労力などの観点から、個別の消費者による訴訟提起が困難な案件について、同種の被害を受けた多数の消費者の損害賠償請求権を束ねることで訴訟の提起・追行を容易にしようという訴訟制度である。

もちろん、現行制度の下でも、同じ事件の複数の被害者が、共同して訴訟を起こすことは可能であり、実際にも行われている（いわゆる共同訴訟、民事訴訟法38条）。しかし、「費用面や立証において一定の負担はあり、被害が少額であったり、見通しが立たない段階では委任しにくいこと、消費者が被害自体を認識しにくいことなどから、訴訟に参加せず被害回復が得られていない消費者も多い」⁷との問題点が指摘されている。

この点、クラスアクション、集合訴訟（集団訴訟）であれば、仕組みを工夫することで、訴訟手続への参加のハードルを下げること（例えば、消費者団体や弁護士など消費者問題に精通した者が訴訟の中核を担うことで個々の消費者の負担を軽減する、事後的な参加を可能としたり、訴訟の効力の及ぶ範囲を拡大したりすることで参加者・対象者を増加し、消費者一人あたりの費用を軽減するなど）が可能だとされている。加えて、一つの訴訟手続で、その結果を幅広く適用させることが可能となり、「紛争の一回的解決を図る」⁸ことも期待されている。

今回の法案による「被害回復裁判手続」も、こうした考え方を踏まえて整備されるものである。

³ 消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index10.html>）に掲載されている。

⁴ 消費者庁ウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index12.html>）に掲載されている。

⁵ 日本版クラスアクションについては、下記のレポート等も参照されたい。

拙稿「日本版クラス・アクションの専門調査会報告書」（2011年9月8日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/11090801law-others.html>

拙稿「日本版クラスアクションと金融商品取引法」（『大和総研調査季報』2012年新春号（Vol.5）pp.98-123）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12040201financial.html>

拙稿「日本版クラスアクションの制度案」（2012年9月13日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/12091301law-others.html>

⁶ 内閣府国民生活局「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」（平成21年8月）p.16。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/torimatome.pdf>）に掲載されている。

⁷ 消費者庁企画課「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」（平成22年9月）p.6。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf>）に掲載されている。

⁸ 「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」（注2参照）p.8。

「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）のポイント

今回の法案による「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）の主なポイントは、次の通りである。

1. 原告適格

- ◇訴訟の原告となれるのは、「特定適格消費者団体」のみ。個々の消費者、弁護士などによる提訴は不可。
- ◇「特定適格消費者団体」は、現行の消費者契約法に基づく「適格消費者団体」（注1）の中から、一定の要件を満たすものを内閣総理大臣が認定する（有効期間は3年）。
- ◇「特定適格消費者団体」には、濫訴等の禁止、個人情報の適切な管理などの規制が課される。

2. 対象事案

- ◇事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次のいずれかに該当する請求。
 - ①契約上の債務の履行の請求
 - ②不当利得に係る請求
 - ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
 - ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
 - ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求
- ◇ただし、次の損害は対象外。
 - (イ)いわゆる拡大損害（消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）
 - (ロ)逸失利益（目的物・役務の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害）
 - (ハ)人身損害（人の生命・身体を害されたことによる損害）
 - (ニ)慰謝料（精神上的苦痛を受けたことによる損害）

3. 裁判所による訴えの却下（支配性・優越性要件）

- ◇上記2. に該当する事案でも、簡易確定手続（4. を参照）において、個々の請求権の存否・内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、裁判所は訴えの全部又は一部を却下できる。

4. 訴訟手続

◇訴訟全体を次の二段階に分けて実施する「二段階型」（図表参照）。

【第一段階】特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。

【第二段階】第一段階で事業者の共通義務が認められれば、その結果を前提として、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理する（簡易確定手続）。

5. 簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み

◇裁判所による官報への公告。

◇特定適格消費者団体による個別通知・公告（通知・公告費用は、特定適格消費者団体が負担）。

◇特定適格消費者団体からの求めがあった場合、事業者には次の義務が課される。

- (a) 裁判所の公告事項の（インターネット等を通じた）公表義務
- (b) 対象消費者の情報が記載された文書の開示義務（注2）

6. 特定適格消費者団体による仮差押え

◇（財産の隠匿・散逸等のおそれがある場合）特定適格消費者団体は、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てができる。

（注1）現行の消費者契約法に基づき、事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使できる者としての適格性を有するとして、内閣総理大臣に認定された法人のこと（消費者契約法2条4項）。

（注2）不相当な費用又は時間を要する場合を除く。

施行時期

施行は、**公布日から3年以内の政令指定日**と定められている。

なお、施行前に締結された消費者契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償請求の場合は、施行前に行われた加害行為に係る請求）については、「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）の適用対象とはならないとされている。

図表 「被害回復裁判手続」(日本版クラスアクション)の流れ(概略)

